報告 防1

全 員 協 議 会 資 料 令和2年(2020)8月31日 防災安全部防災安全課

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について(第九報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 県内

(島根県ホームページより 8月28日公表時点)

市町村		患者数	うち死亡者
松江	市	124人	0人
	うち私立高校関連(生徒)	95人	0人
	" (教職員)	2人	0人
	ッ (その他)	10人	0人
	川計	107人	0人
出雲	市	9人	0人
雲南	市	3人	0人
益田	市	1人	0人
合計		137人	0人

[※]入院中4人

(2) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 8月27日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	64,668人	1,226人
クルーズ船(ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国(187の国・地域)	24,067,979人	824, 167人
合 計	24, 133, 359人	825, 406人

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

- ○第15回対策本部会議(8月7日)
 - ・新型コロナウイルス感染症 感染防止対策研修(講師:総合医療センター医師)
- ○第16回対策本部会議(8月10日)
 - ・感染症患者の確認について
 - ・県内、市内発生により着手すべき事項について
 - ・市民へのお知らせについて

※参考:これまでの開催状況

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置(1月30日) 第1回~第3回警戒本部会議(1月30日~2月28日)
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(3月4日)
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行(4月7日) 第1回〜第14回対策本部会議(3月6日〜7月28日)
- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止(5月25日)

緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画 に基づく対策本部に移行

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

(4月16日、4月25日、4月30日、5月7日、5月20日、6月2日、6月12日、7月15日、7月27日、8月24日)

②市長メッセージの発出

(4月8日、4月10日、4月14日、4月20日、4月25日、4月27日、5月15日、 5月28日、6月19日、7月15日、7月28日、8月10日、8月14日)

③各広報媒体での周知

(市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送)

④関係団体等への情報提供、注意喚起

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

(8月24日現在)

扣 款内穴	扣款空口	相談	相談件数	
相談内容	相談窓口	~7/21	7/22~	
新型コロナウイルスに関する健	/ 本は、	500 /th	0.4 /4	
康一般相談	健康増進課	592 件	94 件	
特別定額給付金に関すること	特別定額給付金本部	約8,930件	99 件	
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	37 件	0件	
小学校、中学校に関すること	教育政策課	282 件	39 件	
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	347 件	2件	
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	39件	3件	
雇用に関すること	産業政策課	25 件	0件	
中小企業への支援に関すること	商工振興課	822 件	388 件	
市税、国民健康保険料、後期高齢	収納課			
者医療保険料、介護保険料の徴収	保険年金課	315件	158 件	
猶予等の相談	高齢者福祉課			
水道料金、下水道使用料の支払猶	営業総務課	00 /#	1 / 1	
予等の相談	斐川宍道水道企業団	28 件	1件	
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	21 件	1件	
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	5件	1件	
その他(防災安全課、各行政セン	ター等)	352 件	1件	
合 計		約11,795件	787 件	

※7/22~:新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について(第八報)の報告以降

※一般相談窓口の開設曜日・時間

4月10日~4月24日: 平日 8:30~17:00 4月26日~5月17日: 土日休日含む "~20:00 5月18日~7月14日: 平日 "~17:00 7月15日~8月16日: 土日休日含む "~20:00 8月17日~ 現在: 平日 "~17:00

(4) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・昼休みなどに来庁している業者の入庁制限の実施
- ・職員等に対し、感染防止策(マスク着用の義務化、手洗いの徹底)、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ(COCOA)の導入、業務後の多人数での会食や飲み会の自粛

(5) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、 使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の中止、延期、規模縮小の判断目安における人数制限の延長(「人数上限 5,000 人」を 9月 30 日まで延長)(8月 28日)

○基本的な考え方、基準

時期	区分	収容率	人数上限
	屋内	5 0 %以内	
6月19日~7月9日	屋外	十分な間隔を確保(できれば2m)	1,000人
	屋内	5 0 %以内	
7月10日~9月30日	屋外	十分な間隔を確保(できれば2m)	5,000 人

⁽注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度 (単位:千円)

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費 の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の 購入費補助	26, 500

②令和2年度 (単位:千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
		①特別定額給付金事業	17, 599, 000
【第1弾】 5月補正	17, 900, 000	②子育て世帯臨時特別給付金事業	263, 500
(第1回)	21, 000, 000	③小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費	37, 500
【第2弾】		①中小企業緊急支援給付金事業	520, 000
5月補正	1, 300, 000	②地域商業等再起支援事業	100, 000
(第2回)		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000

		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5, 000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2, 700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ I C T 教育環境整備事業	577, 600
		⑪学力向上推進事業	6, 000
		⑩新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7, 900
		減額補正	▲ 56, 200
		①中小企業緊急支援給付金事業	310, 000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55, 400
		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業	286, 000
【第3弾】 6月補正	1, 000, 000	⑦観光業応援クーポン券発行事業	160, 000
(第4回)	_, ,	⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15, 000
		①妊産婦支援給付金事業	46, 800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7, 800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		(4)小学校管理費·中学校管理費	18, 000 2, 700 88, 000 10, 000 577, 600 6, 000 1, 000 7, 900 Δ56, 200 310, 000 20, 000 55, 400 7, 000 8, 000 286, 000 160, 000 20, 000 50, 000 15, 000 46, 800 7, 800
		①地域商業等再起支援事業 (追加)	600, 000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業(追加)	270, 000
【第4弾】 7月補正	2,000,000	③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245, 000
(第5回)	2, 000, 000	④各種児童福祉施設管理運営費	98, 000
		⑤生活資金支援給付金事業 (追加)	36, 000
		⑥ICT教育環境整備事業(追加)	464, 000

⑦校舎	リフレッシュ事業	176, 500
⑧学校	図書館活用事業	15, 000
	中学校及び幼稚園における保健衛生 等の購入費(追加)	45, 400
⑩会計	年度任用職員等任用費	1, 700
⑪各種	指定管理施設管理運営費	48, 400

(2) 各種支援事業の給付状況等

(8月24日現在 金額単位:円)

事業名	事業(受付)開始日	件 数	金額
特別定額給付金事業	オンライン 5 月 7 日 郵送申請 5 月 21 日	66, 749	17, 440, 500, 000
子育て世帯臨時特別給付金事業	公務員以外:申請不要 公務員:6月1日	13, 162	232, 070, 000 (8 月末支払予定含む)
住居確保給付金	H27年4月1日	23	2, 776, 900
ひとり親世帯等臨時給付金(市制度)	申請不要 ※7月8日 案内発送	1, 227	80, 980, 000
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	1, 244	85, 030, 000 (8 月末支払予定)
生活資金支援給付金	5月26日	525	37, 910, 000
住居確保困難者支援給付金	5月26日	22	1, 980, 000
傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療)	5月12日	0	0
徴収猶予(個人)	5月14日	39	5, 754, 135
徵収猶予(法人)	5月14日	44	101, 830, 800
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5月1日	27	377, 382
市営住宅家賃の減免	5月21日	3	58, 200
国民健康保険料の減免	6月18日	46	12, 024, 023
後期高齢者医療保険料の減免	5月1日	0	0
介護保険料の減免	6月18日	20	1, 627, 401
就学援助事業(昼食費補助)	6月1日	1,728	13, 771, 000
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5月26日	2, 524	339, 200, 000
出雲市中小企業信用保証料補助金	4月1日	91	11, 966, 000
地域商業等再起支援事業補助金	6月15日	支給決定 186	88, 156, 000
出雲市商工団体等事業継続支援活動 補助金	5月26日	支給決定 4	3, 615, 000

農林水産物販売活動支援補助金	5月26日	4	2, 711, 000
タクシー事業者等特別支援給付金	7月1日	14	19, 400, 000
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	49	39, 100, 000
出雲の飲食店応援プレミアム付食事 券発行事業	8月7日	申込数 99,661 組	各世帯向け発行金額 498, 305, 000
観光業応援クーポン発行事業	8月1日	配付数 18,527 組	宿泊者向け配付金額 55,581,000
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1, 444	28, 880, 000 (9 月末支払予定)

(3) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業 に活用するため、寄附金を募集(6月1日~)

(8月24日現在 金額単位:円)

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	54	3, 600, 106

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況(影響)
総合政策部	・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】(8/31 現在)
	(1)出雲縁結び空港:
	JAL東京線・大阪線 現在2往復運航
	福岡線・隠岐線 通常運航中
	FDA名古屋線 現在1往復運航
	静岡線・仙台線 通常運航中
	神戸線 運休
	(2)JR:通常どおり運行中
	(3)一畑電車:通常どおり運行中
	(4)高速・空港連絡・観光バス:一部運休
	(5)市内路線バス:通常どおり運行中
	・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事
	業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、
	感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開
	・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止
	(アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市)

総務部

【市内の私立高校・中学】

- ・出雲北陵高校、中学校:学園祭の内容等の見直しを行った。手洗い、マスク等 の対策を徹底する。
- ・出雲西高校: 引き続き、手洗い、マスク等の対策を徹底する。

【市内の専門学校】

- ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校:実習を控えている学生には、2週間前から、県外及び隠岐地域への帰省や旅行等を禁止している。
- ・コアカレッジ出雲:手洗い、マスク、3密を避ける等の対策を徹底。
- ・出雲医療看護専門学校: 実習を控えている学生には、帰省や旅行等を禁止し、 毎日の健康観察とその報告を義務付けている。その他の学生は、帰省をした 者もいたため、8月28日までをオンライン授業とした。8月31日からは通常 授業に戻す予定。

【市内の大学】

・島根大学医学部:実習生以外の校内立ち入り禁止を継続中で、オンライン授業が中心である。対面による授業(講義・実習・実験・演習等)については、授業前 10 日間を自宅待機による健康観察期間とし、健康チェックを行うほか、他者との接触も極力控えるよう指導している。

帰省等で国内移動をする際は、事前に移動届の提出を義務付けている。学校が 指定する「特別感染警戒地域(8月17日現在、30都府県)」に滞在した場合 は、帰県後10日間は自宅待機し健康観察を行う。

・島根県立大学出雲キャンパス:帰省や旅行等をする際は、事前に移動予定を 提出し、理由・期間・移動先を報告する。実習を控えている学生には、2週間 前から自宅待機をさせ、毎日の健康観察と感染症対策を徹底させる。

学校が指定する「特別感染警戒地域(8月17日現在、31都府県)に滞在した場合は、帰県後2週間は自宅待機し健康観察を行った後登校する。その間はアルバイトも禁止し、他者との接触を極力控える。

財政部

・日曜納税相談の状況

8月2日(相談者:5名)

(4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止)

健康福祉部

- ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 なし
- ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 1法人1事業所(8/24 時点)
- 緊急小口資金(特例)申請数 456 件(8/24 時点)
- 総合支援資金(特例)申請数 166 件(8/24 時点)
- ・住居確保給付金 申請数 24 件(8/24 時点)
- ・「通いの場 (91 団体)」について、10 団体が活動を自粛中 (8/24 時点)

子ども未来部

- ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポート センターの状況:5月18日から全て通常通りに再開
- ・子育て支援センターでの各種イベントは、感染防止に配慮しながら、9月以降 順次再開予定。

市民文化部

- ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が22件あった。
- ・市立図書館全館では、4月20日から5月31日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6月1日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。
- ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、利用制限していた体験コーナーなど の施設・サービスを7月6日から一部を除き再開した。
- ・新たに中止になった事業

【中止】神々の集う国「出雲」体験フェスタ~日本博 in 出雲〔9/19~9/22〕

経済環境部

(1) 観光客、宿泊施設への影響

出雲大社周辺の観光入込客数について

- •6月 前年比約5割
- ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復。
- ・8月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあ あり、前年比約6~7割程度となる見込み。

(2) 経済産業界への影響

① 市内経済の全体概要

- ・大型ショッピングセンターでは、お盆商戦での広域からの集客が厳しかった こともあり、8月の売上が前年比15%減となっている事業者がある。一方、 ホームセンターでは、長梅雨の影響で、売れていなかった夏物(扇風機、サー キュレーター、園芸用品等)が8月に入り売上好調で、前年比10%増の事業 者がある。
- ・飲食業では、8月の売上について、昼は前年よりも良かったが、夜は依然として厳しい状況にあり、夜で前年比50%程度、昼夜全体で前年比70%程度という店舗がある。出雲市駅北口前の飲食店街では、お盆時期の人出が例年の半分程度で、8月の売上は例年の4割程度という店舗もある。
- ・電気製品卸売業では、量販店の売上落ち込みや長梅雨によるエアコンの販売 不振、新築・店舗改装等の電気工事件数の減少などにより、大幅に売上を落 としている事業者がある。
- ・自動車関連の製造業においては、一部持ち直しの動きがあるものの、引き続き操業度が低下している事業者が多い。
- ・民間建築工事を請負う建設業においては、8月の売上が前年比50%程度であるが、9月以降は民間工事の発注が見込まれ、少しずつ持ち直すと見込んでいる事業者がある。

② 市内の雇用情勢 ・6 月の有効求人倍率は、1.15 で前月(1.14)から微増であるが、前年同月比 では0.37ポイント下回っている。 ・6月の人員解雇数は、11事業所30人で4か月連続で20人を超えている。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、2月まで「引き続き改善している」 とされていたところ、3月には「改善の動きが弱まっている」、4月からは「注 意を要する状況にある」とされる判断が続いている。 農林水産部 ・畜産関連の取引価格が下落していたが、回復傾向(枝肉、子牛、生乳) ・切花の需要減少により、価格低下が続いていたが、回復傾向 ・木材価格や製紙用チップ、合板用原木の出荷量が低迷。 ・住宅見学会の開催などの営業活動を縮小している事業者がいる。 ・県外での木材の取引を自粛している事業者がいる。 ・ 魚価は回復傾向 都市建設部 ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし 都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談(工期延期、資材調 達等) …相談なし ・市立小・中学校の部活動について 教育委員会 実施の判断は、大会等の参加を含め校長判断とする。 ただし、市外で活動する際や、市外の学校との合同の活動(練習試合、合 同練習)をする際は、移動先又は参加する学校を所管する自治体の感染状況や 提供している情報などを確認し、対策が十分ではないと判断する場合は実施 しない。 また、県外へ移動する際は、事前に教育委員会へ相談する。(8月25日時点 で相談件数2件) なお、県内・市内における新型コロナウイルス感染の状況により、部活動の停 止等の指示をする場合がある。 消防本部 ・消防団の活動について 災害活動、車両・ポンプ点検、警戒巡回、必要と認める会議及び部・分団単位 での訓練を実施する。 その他の活動については、方面隊長及び分団長と協議する。 ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付を5月1日から開始 上下水道局

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置(1月30日)
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定(2月25日)
- ③政府対策本部会議:計42回開催(8月28日現在)
- ④政府専門家会議:計17回開催(7月3日廃止)
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会:計7回開催(8月28日現在)

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行(3月14日)
- ②緊急事態宣言の発令(4月7日)
 - 対象期間:4月7日~5月6日
 - · 対象地域:東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更(4月16日)
 - 対象期間:4月7日~5月6日(特定警戒都道府県以外は、4月16日~)
 - 対象地域:全都道府県
 - •特定警戒都道府県:東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、 石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長(5月4日)
 - 対象期間:4月7日~5月31日(特定警戒都道府県以外は、4月16日~)
 - ・対象地域:全都道府県(変更なし)
 - ・特定警戒都道府県:13 都道府県(変更なし)
- ⑤緊急事態宣言の区域変更(5月14日)
 - ·対象期間:4月7日~5月31日
 - 対象地域:東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
 - ·特定警戒都道府県:上記8都道府県
- ⑥緊急事態宣言の区域変更(5月21日)
 - · 対象期間: 4月7日~5月31日
 - · 対象地域:東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
 - ·特定警戒都道府県:上記5都道県
- (7)緊急事態宣言の解除(5月25日)
- ⑧基本的対処方針の決定(3月28日)
- ⑨基本的対処方針の変更(4月7日、11日、16日、4日、5月14日、21日、25日)

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定(2月1日)
- ④水際対策の強化 (検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等)
- (5)クラスター対策班の設置(2月25日)
- ⑥全国クラスターマップの公表(3月15日)

(7)マスク対策

- ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制(3月15日)
- ・国によるマスクの緊急配布:介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等
- (8)病床確保と人工呼吸器等の整備支援
- ⑨検査体制の強化
- ・PCR検査の保険適用(3月6日)、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ・唾液を用いたPCR検査の導入(6月2日)
- ・抗原検出用キットの薬事承認(保険適用)(5月13日)
- ⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援
- ⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認(5月7日)
- ⑩新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂(5月8日)
- ③業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表(5月14日)
- ④退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し(5月29日)
- ⑤抗体保有調査の実施(6月1日~7日)

無作為抽出の一般住民 7,950名(東京都1,971名・大阪府2,970名・宮城県3,009名) 【調査結果】抗体保有率 東京都:0.10%、大阪府:0.17%、宮城県:0.03%

- ⑤「接触確認アプリ COCOA」のリリース(6月19日)
- ①「デキサメタゾン」を治療薬として、厚労省の診療の手引きに追加掲載(7月17日)
- (®Go To トラベル事業について、当面の例外措置として、東京都が目的地の旅行、東京都に居住する者の旅行を支援対象外とする。(7月17日)
- ⑩無症状者の唾液を用いた PCR 検査等の活用を可能に (7月17日)
- ②今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安を通知(8月7日) 〇各都道府県で今後想定される感染状況とステージ移行を検知する指標

【ステージ1】	【ステージ2】	【ステージ3】	【ステージ4】	
感染散発的発生	感染漸増	感染急増	爆発的感染拡大	
①病床のひっ迫具合 病床全体 重傷者用病床		最大確保病床の	最大確保病床の	
		占有率 1/5 以上	占有率 1/2 以上	
		現時点の確保病床数の		
		占有率 1/4 以上		
①唐 **		人口 10 万人当たり	人口 10 万人当たり	
②療養者数		全療養者数 15 人以上	全療養者数25人以上	
③PCR 陽性率		10%	10%	
(A) 本		人口 10 万人当たり	人口 10 万人当たり	
④新規報告数 		15 人以上(1 週間) 25 人以上(1 週間)		
⑤直近一週間と先	週一週間の比較	直近一週間が多い	直近一週間が多い	
⑥感染経路不明割		50%	50%	

※この指標は目安であり、これらの指標を持って機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断して、感染の状況に応じて積極的にかつ機動的に対策を講じる。

- ②接触確認アプリ(COCOA)で接触通知を受けた人は行政検査対象(8月21日)
- ②イベント開催制限の段階的緩和の目安について、「人数制限 5,000 人」を当面 9 月末まで延長(8 月 24 日)
- ②文部科学大臣から「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に向けたメッセージ」を発出 (8月25日)
- ②マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除(8月29日)

(4) 緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

- ①緊急対応策【第1弾】(2月13日) 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応 帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等 への緊急対応、国際連携の強化等
- ②緊急対応策【第2弾】(3月10日) 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円 感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への 対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等
- ③緊急経済対策(4月7日)財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度(4月20日変更)財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度
 - 第1次補正予算 (4月30日成立) 補正額約25.7兆円 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後の備え
- ④第2次補正予算 (6月12日成立) 補正額約31.9兆円 雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化、その他の支援(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他)、新型コロナウイルス感染症対策予備費

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

- ①危機管理対策本部の設置(1月30日)
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置(3月26日) 県対策本部会議:計13回開催(8月28日現在)

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備

- ①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置 (一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化)(6月1日~)
- ②島根県病床確保計画の策定(7月9日公表)
 - ・入院病床:200 床+予備53 床(指定医療機関及び入院協力病院:22 機関)
 - ・宿泊療養:98室(玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、 県立青少年の家サンレイク33室)
- ③令和2年度における建設工事等入札参加資格者名簿の作成延期(7月6日)
- ④全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合の事前相談対応(7月10日)

- ⑤「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」の改訂(8月18日)
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた山陰両県共同宣言(8月19日)
 - ・ 積極的疫学調査の連携
 - ・PCR検査の協力
 - ・クラスターが複数発生した場合等における、保健師等の派遣、病床の融通
- ⑦インターネット上への写真の無断掲載や誹謗中傷の書き込みについて、法務局に行政通報(8月21日)
- ⑧イベント開催制限の段階的緩和の目安について、「人数制限 5,000 人」を当面 9 月末まで延長(8 月 28 日)
- ⑨PCR検査、抗原検査体制
 - ・PCR検査実施可能件数を一日あたり90検体(45人分)に強化(4月16日~)
 - ・抗原検査(簡易キット)による検査を開始(7月9日~)
 - · 県内検査件数: 4, 804件(8月28日公表時点)

うち出雲圏域:1,159件

※内訳: (単位:件)

				(中位、行)
H D	県内検査件数		うち出雲圏域検査件数	
月日		うち陽性		うち陽性
~8月7日	3, 060	2 9	1, 085	9
8月 8日	1 1	2	4	0
9 日	$1\ 5\ 4$	9 2	2	0
10 日	191	3	7	0
11 日	161	4	8	0
12 日	109	2	3	0
13 日	109	0	2	0
14 日	366	0	2	0
15 日	3 0	0	4	0
16 日	2 0	0	5	0
17 日	4 6	1	1 0	0
18 日	102	0	4	0
19 日	8 7	1	3	0
20 日	5 4	0	1	0
21 日	3 8	0	3	0
22 日	6 0	0	3	0
23 日	2 4	1	2	0
24 日	3 1	1	1	0
25 日	2 8	1	3	0
26 日	8 3	0	3	0
27 日	4 0	0	4	0
計	4, 804	1 3 7	1, 159	9

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R 1	3月専決	(1)生活福祉資金の特例貸付	
	(3月25日)	(2)認可外保育施設等の感染拡大防止	
	(0), 20 円)	(3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減	214, 270
		(4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援	
R 2	4月専決	(1)医療提供体制の強化	
	(4月30日)	(2)学校における感染防止・臨時休業等への対応	
	(1), 00 H)	(3)社会福祉施設等における感染防止対策	0.554.000
		(4)県内経済を守る施策	6, 774, 066
		(5)県民生活の支援	
		(6)県行政の体制強化	
R 2	5月専決	(1)PCR検査対象の拡大	
	(5月22日)	(2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所	
	(0), 22 []	の改修	724, 345
		(3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備	
		(4)中小企業者等に対する相談体制の強化	
R 2	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策	
		(1)医療提供体制の強化	
		(2)子ども達が過ごす場の感染防止・学習環境の確保	
		Ⅱ. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策	
		(1)県内経済を守る施策	
		(2)県民による県内消費を喚起する施策	4 200 110
		(3)県内経済の回復に向けた施策	4, 390, 116
		Ⅲ. 県民生活の支援	
		(1)県民生活の支援	
		IV. その他	
		(1)県民・県外へのきめ細かな情報発信	
		(2)県行政の体制強化等	
R 2	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策	
	(追加)	(1)医療提供体制の強化	
		(2)子ども達が過ごす場の感染防止・学習環境の確保	
		Ⅱ.県内経済や県民生活の回復に向けた施策	12,000,985
		(1)県内経済を守る施策	
		Ⅲ. 県民生活の支援	
		(1)県民生活の支援	
R 2	7月専決	I. 医療提供体制・感染症対策	
	(7月31日)	(1)医療提供体制の強化	
		(2)学校等における感染防止・学習環境の確保	
		Ⅱ. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策	6, 214, 448
		Ⅲ. 県民生活の支援	0, 214, 440
		IV. その他	
		(1)県民・県外へのきめ細かな情報発信	
		(2)県行政の体制強化等	

(4) 県民への要請

- ○県民に対し、以下の4点を要請(令和2年8月28日)
 - (1) 職場や家庭での感染を防ぐため、
 - ①「3つの密」の回避
 - ②「人と人との距離の確保」
 - ③「マスクの着用」
 - ④「手洗いなどの手指衛生」

など、引き続き基本的な感染対策に取り組むこと

- (2) 飲食店の利用について、各店舗において、感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、また、そうした店舗を利用することを前提として、
 - ① 県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、また、県外の 人との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること
 - ②県内においても、県外の人との「接待を伴う飲食店の利用」と「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること

ただし、隣接県のうち、通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内 と同様に扱う。

- (3) 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること
- (4) イベント開催の制限については、9月30日までは、現在の目安を継続すること